

令和 2 年 7 月 29 日

若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号: 201980133

氏 名 吉田 瞳

(氏名は必ず自署すること)

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記記載の内容については相違ありません。

記

1. 派遣先: 都市名: エアランゲン (国名: ドイツ)
2. 研究課題名 (和文): 中世後期の都市統治と「音」によるコミュニケーション
— ニュルンベルクを中心に —
3. 派遣期間: 令和 元年 7 月 30 日 ~ 令和 2 年 7 月 29 日 (365 日間)
4. 受入機関名・部局名: エアランゲン大学

5. 派遣先で従事した研究内容と研究状況 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

本派遣における最大の目的は、バイエルン州立文書館ニュルンベルクと、ニュルンベルク市立文書館における史料調査だった。筆者はまず、如上の文書館において「参事会お抱え楽師シュタットファイファー」や「塔の番人」に関する史料を収集した。具体的には、市立文書館の館内データベースを用い、未公開の参事会史料を収集したほか、州立文書館にて未公開の都市法の調査を行った。

しかし調査の結果、関係史料が予想以上に少ないことが判明したため、研究の主たる分析対象を、「騒音」ひいては「侮辱」に修正した。当プログラムにおける筆者の研究テーマは、中世ニュルンベルクにおける都市統治と聴覚情報によるコミュニケーションであり、新しい分析対象もこれに適うといえよう。

その後、先行研究の再整理を行った筆者は、主要史料に裁判実務史料 „Haderbuch” と『ダイクスラ一年代記』、ポリツァイ条例を据え、再度の史料調査を計画した。ところが折悪しく、所蔵館であるバイエルン州立文書館ニュルンベルクが閉鎖されてしまい、かつ、派遣終了後の 9 月まで閉鎖状態が維持されたため、今回の滞在では公刊史料である『ダイクスラ一年代記』と „Nürnberger Polizeiordnungen aus dem XIII. bis XV. Jahrhundert” を入手したに止まった。未公開の都市法および „Haderbuch” については、2020 年 9 月現在も文書館からの連絡を待っている状態である。

なお、Covid-19 によるロックダウン期間中は大学図書館や文書館が一切利用できなかったため、文書館提供のオンライン・コンテンツを主に利用していた。ロックダウン解除後は、受入機関であるエアランゲン大学 (以下 FAU) の所蔵文献のスキニングを進めた。

6. 研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

【研究成果発表等の見通し】 申請者は現在、少なくとも以下 5 件の成果発表を予定している。

- ①東京女子大学の演習授業に、ゲスト講師として登壇する。また、詳細は決定していないが、歴史コミュニケーション研究会にても報告予定である (ともに 2020 年秋学期期間中)。
- ②感情史の高名な研究書である B. H. Rosenwein (2016) *Generations of Feeling* の書評を『史林』(史学研究会) に投稿する (2020 年 11 月)。筆者は今後、自身の研究に感情史の手法を導入する予定であり、この書評の執筆をとおり、かかる手法の問題点について考察する所存である。
- ③査読付き学術雑誌『比較都市研究』に、「16 世紀ニュルンベルクのシュタットファイファー」を分析対象とした論文を投稿する。ここには本研究で得られた未公刊史料が反映される。
- ④2020 年 7 月半ばに、北バイエルン独日協会にて、口頭報告をさせていただく予定だったが、Covid-19 の流行のため叶わなかった。コロナの収束具合によるが、渡独の際は再調整を図る。
- ⑤日本の研究者出版主催のアウトリーチ用 Web サイト「アカデミック・ポスト」にて、「中世ドイツの侮辱」などのテーマで Web 記事を執筆する。

【今後の研究計画の方向性】

斎藤敬之特別研究員から紹介いただいた、ドレスデン工科大学教授のゲルト・シュヴェアホフと改めてコンタクトを取る。具体的には、2020 年 9 月中に研究計画書を提出し、DAAD 奨学金 (長期) 申請への支援と、正規入学の受入をお願いする。また、Goethe Institut 大阪で開講される語学講座に通い、ドイツ語力の向上と「推薦者」の確保に努める。最終的な目標は 2021 年 9 月のドレスデン工科大学正規入学である。

バイエルン州立文書館ニュルンベルクが再開し次第、同文書館での史料調査を実施する。この調査では裁判実務史料 *Haderbuch* の収集を主たる目標とするが、同時に、請願文書や都市貴族の私家文書の残存状況も確認する。現在、ビザを持たない日本人の渡独はドイツ政府によって制限されているが、もしも文書館再開後も長期間にわたり、かかる状況が改善されない場合は、今回面識を得た現地人に史料の取得を依頼する。

7. 本プログラムに採用されたことで得られたこと (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

【中世史講座講師による講義の受講】

受入機関である FAU では、聴講生として Claudia Alraum 講師と、Matthias Maser 上級講師の講義に出席した。両講師はともに中世史を専門とする現地研究者であり、前者による „Die Urkunde als Schlüssel zum Mittelalter” では、基礎的な古文書学の知識を教授していただいたほか、ドイツにおけるデジタル・ヒストリーの活用について見聞を広めることが出来た。特にバイエルン州立文書館バンベルクと、ニュルンベルク市立文書館で開催された訪問授業では、非公開のバックヤードが見学できたのみならず、各文書館のデジタル化事業の実態を知ることができ非常に有意義だった。日本の歴史学界でも近年、『西洋史学』や『歴史学研究』などにおいて、デジタル・ヒストリーの特集が組まれている。筆者の研究に関しては、手稿史料の自動識別技術や言語学的なコーパス分析が応用可能だと思われるが、今後の導入へのモチベーションを獲得できた。

また、Maser 上級講師による „Zeichen der Macht” は学部生向けの演習講義だったが、現地大学における基礎授業の様子を知ることが出来たうえ、現地研究者と外国人研究者の視点の違いを認識することが出来た点で非常に興味深かった。

以上に加え、偶然ミュンヘンに研究滞在中だった東京女子大学の柳原伸洋准教授と研究交流を行い、パブリック・ヒストリーなどについて意見交換を行った。柳原准教授と筆者は研究対象を大きく異にするが、歴史学の知見をいかに発信するか等の点において、示唆に富むお話を多くお聞かせいただいた。